大阪府条例第　　　号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び技能労務職員の給

与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第一条　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （休暇の種類）第十二条　職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇及び不妊治療休暇とする。（介護時間）第十六条の二　任命権者は、職員が被介護人の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、被介護人の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該被介護人に係る前条第一項の期間と重複する期間を除く。）を限度として必要と認める時間の介護時間を与えることができる。２　（略）３　前条第二項の規定は、介護時間について準用する。（子育て部分休暇）第十七条　任命権者は、職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、子育て部分休暇を与えることができる。２　子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。なお、前条第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。３　第十六条第二項の規定は、子育て部分休暇について準用する。（不妊治療休暇）第十八条　任命権者は、職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、一の年につき六日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間の不妊治療休暇を与えることができる。２　第十三条第七項及び第十六条第二項の規定は、不妊治療休暇について準用する。第十九条　（略）（非常勤職員の勤務時間等）第二十条　非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十八条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。（任命権者等の読替え）第二十一条　（略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第十六条第一項、第十六条の二第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項 | （略） | （略） |
| 第十九条 | （略） | （略） |

第二十二条　（略） | （休暇の種類）第十二条　職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。（介護時間）第十六条の二　介護時間は、職員が被介護人の介護をするため、被介護人の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該被介護人に係る前条第一項の期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。２　（略）３　介護時間については、給与条例第二十八条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第二十七条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。第十七条　（略）（非常勤職員の勤務時間等）第十八条　非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十六条の二までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。（任命権者等の読替え）第十九条　（略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第十六条第一項 | （略） | （略） |
| 第十七条 | （略） | （略） |

第二十条　（略） |
|  |  |

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第二条　技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十三年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （給与の減額）第十八条　（略）２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇、介護時間、子育て部分休暇若しくは不妊治療休暇につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。３・４　（略） | （給与の減額）第十八条　（略）２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇及び介護時間につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。３・４　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和二年四月一日から施行する。